

い業者が行う場合には特商法が適用されないだけでなく、特商法が適用除外を認めるために必要とする金商法上の是正措置の担保がなくなってしまう、二〇〇八年改正法が、可能な限り特商法の適用されない隙間をなくすることを目的としていることに等しい結果となる」とする。

(16) 指定権利制が維持された理由は、「権利については、その外苑が不明確であることや、消費者相談の数が極めて少数であるという突進を背景に、当小委員会においては商品・役務を優先して指定制の見直しを行うことが重要」だからと説明されており(産業構造審議会消費者経済部会特定商取引小委員会二〇〇七年十二月一〇日付報告書)、未公開株については、その内容が明確で、消費者相談の数が突出して増加していることからすれば、株式を「権利」とする立場に立つても早期の法改正が必要、あるいは少なくとも早期の権利指定が必要である。

(17) 赤永真生教授は、「株券は無記名証券である」と明記する(リーガルマインド会社法(第一版)一八九頁(有斐閣、二〇〇七年))。

神田秀樹教授も、この点について「株券は学問上いわゆる無記名証券である」と明記している(会社法(第二版)一八五頁(弘文堂、二〇一〇年))。

(18) 実務的には極めて少ないと考えられる。

(19) 平成三年四月一日提出「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」。上記改正法は本稿作成後の平成三年五月十一日に成立し、同月二十五日に公布された。無登録業者による未公開株の取引を無効とする「取引の無効ルール」は公布後六カ月以内に施行されることとなっている。あわせて改正された無登録業者への罰則の引上げ(三年以下の懲役、三〇〇万円以下の罰金から、五年以下の懲役、四〇〇万円以下の罰金)は六月一四日から施行されている。

■ 靈感商法被害の救済とその必要性

—— 宗教法人世界基督教統一神霊協会の活動の問題点を手がかりにして

弁護士 紀藤 正樹

一 はじめに—— 灵感商法被害の実態

オウム真理教事件も含め、戦後日本のカルト事情を考える場合に、宗教法人世界基督教統一神霊協会(以下、「統一協会」という)への行政の対応処理の誤りを抜きにして語ることはできない。

統一協会は、いわゆる灵感商法による違法な資金集めや、伝道目的を隠してビデオセンターに誘い込んで行う詐欺的伝道、合同結婚式など、さまざまな社会問題を起こしてきた。このため統一協会は、後掲「統一協会の責任を認めた民事判決の概要」のとおり、多数の訴訟を通じ、資金獲得活動、伝道活動という宗教団体としての活動の根幹部分に加え、合同結婚式勧誘活動という統一協会の宗教活動の根幹部分についてまで、最高裁判所において違法性を認められた前例のない稀有な宗教団体であり、⁽¹⁾もはや違法集団と呼んでよい団体である。

しかも現に裁判所で争われ、そして、最高裁判所の判決が出された後も、統一協会の被害は続いており、統一協会

の違法意識の著しい欠如からは、もはや民事的な解決では、統一協会の暴走を止めるのは難しい状況にあり、このような統一協会の暴走を放置してきた行政の怠慢は甚だしいというほかない。

統一協会が、全国の信者を駆使して靈感商法を始めたのは、一九七〇年後半⁽³⁾に遡る。国民生活センターが全国の消費生活センターに調査した結果によると、一九七五年一月から一九八二年一月までの、全国の消費生活センターに寄せられた被害相談件数は二六三三件、被害相談額は一六億九千九百七十六万二〇〇〇円に上ると報告されている⁽⁴⁾。

しかし、その後も行政は、靈感商法への対応や対策をほとんどとらなかったため、一九八〇年代後半には、靈感商法被害は深刻を極めることになる⁽⁵⁾。

筆者が事務局を務める弁護士組織である全国靈感商法対策弁護士連絡会は一九八七年五月に結成された⁽⁶⁾。以来、同連絡会は、靈感商法被害者への相談電話窓口を設置しているが、二〇〇九年までの二二年間における相談件数は三万一千六六二件、相談被害総額は一〇九億九千九百九十四万七千七百七十三円にも上っている。二〇〇九年の被害相談額だけで、三七億三千九百三十三万七千三百一十円という巨額な数字である。もちろんこれは相談だけの数字であるから、被害暗数は、その一〇〇倍にも上る可能性がある。

このように、靈感商法問題は、最少で見ても、過去に三万四千〇〇〇人以上、一一〇〇億円を超える被害が存在したにもかかわらず、長年、国により放置されてきた深刻な宗教被害である。ようやく警察により靈感商法の摘発が開始された始めたのは、ここ数年のことにはすぎない⁽⁷⁾。

このため、長い間、靈感商法の救済はやむなく被害者側において、民々の問題、すなわち民事訴訟上の救済しか求めることができなかった。靈感商法に対する民事判決が刑事判決に先行するのは、これが理由である。

国のごうした靈感商法被害への認識の甘さは、「統一協会がやる程度が許されるのだったら、うちも許される」と

いう甘えを日本社会に蔓延させ、一九九五年三月に、地下鉄サリン事件が起きるまで宗教法人オウム真理教を野放しにしたという悲劇的な結果まで生み出すに至った。

そして統一協会の問題に限らず、オウム真理教事件以後も、靈感商法が日本に蔓延している背景には、統一協会問題への対応を誤った国の無策という日本特殊の事情を無視できない。

日本社会は、オウム真理教事件から一〇年以上を経て、ようやく近時、警察が統一協会の靈感商法にメスを入れ始めたが、現時点でもなお、統一協会という教会組織にまでは摘発が及んでいない。

今後は、統一協会の全国的組織的な靈感商法問題につき、その指揮系統問題も含めて、真相解明のための捜査を期待したい。真相解明の捜査こそが、日本のカルト被害の防止と被害者の救済につながる。

二 宗教による消費者被害を救済するための考慮要素 ——マインドコントロールとは

1 宗教勧誘＝伝道の違法性についての考え方

靈感商法に関する消費者被害の救済については、すでに文獻がいくつ也存在する⁽⁸⁾。この点、金銭被害が違法性を帯び得ると言う点については、日頃、消費者被害を救済する立場の弁護士にとっては当然のことといえよう。

さらに進んで、後掲する「統一協会の責任を認めた民事判決の概要」のとおり、最高裁判決を含むいくつかの民事判決の中で、金銭被害の違法性を趣きて、さらに信者勧誘の違法性、すなわち伝道の違法性までもが認められている。この点については考察が必要だと思われる。

普通に暮らしていた人が、いつの間にか反社会的な活動をするようになり、平気で嘘をつき、あるいは親子が断絶してしまふ。このような急激な人格交換を、我々は「マインドコントロール」と呼んでいる。

たとえばオウム真理教では、信者らは「オウムの教義(タントラヴァジヤナ)」から見て、人を殺してもかまわない、「そこから進んで」「人は殺したほうが救われる」という考え方を植え付けられ、サリン事件などを引き起こすことになったし、統一協会では、「統一協会の教義(万物復帰の教義)」から見て、人を騙して霊感商法をしてもかまわない、「そこから進んで」「お金を神側に返すことで被害者も救われる」という考え方が植え付けられ、信者らは霊感商法に邁進させられることになる。

そして、このマインドコントロールの手法が、単なる「自由意思」や「自己責任」の問題ではなく、他者からの働きかけとして違法となる場合があることについては、二〇〇〇年以降、数々の裁判所で、その違法性が認められてきた。すでに最高裁判例も出ており、この点は、決着事項ともいえる。

しかし、マインドコントロールの考え方が日本で定着するまでには、時間を要した。一九九三年四月二一日、女優の山崎浩子さんが、統一協会からの脱会記者会見を開き、マインドコントロールという言葉を口にした。同日に「マインド・コントロールの恐怖」が出版され、日本でもマインドコントロールという言葉が広く知られることになった。しかし、この時期の日本では、まだマインドコントロールの真の恐怖は理解されず、流行語的な感覚で広まったにすぎなかった。

ところが一九九五年にオウム真理教事件が起こったことを契機に、マインドコントロールは単なる流行語の地位から、カルトの悲劇を繰り返さないために考慮されなければならない重要なキーワードとなることになった。

松本智津夫死刑囚が地下鉄サリン事件で起訴された一九九五年六月六日、当時、東京地方検察庁の広報担当でもつ

た甲斐中辰夫次席検事(後に最高裁判事)が、記者会見の席で「マインドコントロールされた信者たちから告白を得るのは大変だった」などと述べたことは象徴的な出来事だった。

一方、当時の「自己責任ではなかな」「とか」「マインドコントロールにも、よらマインドコントロールと悪いマインドコントロールがある」といったマインドコントロールの持つ問題を矮小化する意見があった。しかしこれらの意見は、被害実態や事実を直視しない意見である。前者は端的に被害者に鞭打つ理屈であって「騙されたほうが悪い」などという意見と同じであり、後者はカルトのマインドコントロールが質的に他のマインドコントロールと異なることを看過した意見というほかない。

金融被害や証券取引被害などの事件においては、訴訟の場合で、被告となった銀行や証券会社は「契約者の自己責任であり当社に責任はない」という弁明を繰り返している。しかし、もともと自己責任の考え方は、十分な情報が提供され、自由な意思決定が満足される環境においてこそ生ずるものである。たとえば金融商品取引法は、自己責任原則が貫徹できない場合として「必ず値上がりする」といった断定的な判断を提供する勧誘を違法としている(三八条二号)。

刑法には詐欺罪(二四六条)・恐喝罪(二四九条)という犯罪がある。人を騙したり脅したりして資金を提供させる場合に生ずる犯罪である。その要件は、前者は、①他人に対する欺罔行為、②当該欺罔行為に基づく本人の誤認、③誤認に基づく財産提供であり、後者は、①脅迫行為、②当該脅迫行為に基づく本人の恐怖、③恐怖による財産提供である。平たく言えば、騙されてお金を出すか、脅されてお金を出すかの違いである。いずれの場合も厳密に言えばその人の意思の結果であるが、法は、これらの他人の精神操作を自由意思に対する重大な脅威と捉え、違法と評価している。刑法は、暴行や脅迫により人に義務なき行為を行わせる強要罪(二三三条)などの罪も、犯罪として類型化し

ている。嫌がらせ電話で相手を神経衰弱にさせた行為について傷害罪とした判例もある。⁽¹⁵⁾
 要するに、他人への精神操作のすべてが違法というわけではないが、精神操作の度が過ぎれば、それが違法だと評価されることがあるという点は、法解釈上も明白である。

消費者被害の救済事件を多数扱っている弁護士は、「自分の意思で買ったのだから後で文句を言うのはおかしい」といふように悪質業者に出会ったことがしばしばある。

しかしこのような場合でも、業者がどのような働きかけを被害者にしたのかが重要な点であり、マインドコントロールを考へる場合も、まさにどのような働きかけがあったのかという具体的事実が問題なのであり、事案の真相を見極める真摯な姿勢が重要である。

2 統一協会の伝道方法の違法性

統一協会は、一般市民を「ビデオセンター」と称する施設に連れ込んで、教義を本人の知らないうちに教え込み、リーダー・フォロワーなどのトレーニングを経て、統一協会の信者に仕立て上げ、「出家」、統一協会の言葉で「献身」をさせる。

詐欺・脅迫的口口で市民から財産を提供させるのが霊感商法であるが、実は信者らも献身に至るプロセスの中で、霊感商法と同じ口口でその財産全部を提供させられている。したがって、献身時には、信者は身ぐるみながされた状態となる。

こうして所有財産をすべて奪い取った信者らに、さらに精神操作を施し、「救いを求めるためにできる唯一の手段は、統一協会のために身体を提供しその活動に邁進するしかない」、すなわち「献身しかない」と教えていく。

つまり「献身」は、霊感商法被害の延長線上にある、より重篤な被害である。詐欺や恐喝と比較するなら、信者らは騙され、脅されて、自分自身の身体、労働力、そして人生を提供させられる。信者らは、財産上の被害を受けたうえ、さらに「献身」させられるという、二重の被害を受けている。

「献身」は、文字であり、違法な「献金強要行為」の延長線上にある「身体献納強要行為」と評価すべきものである。

3 マインドコントロールと違法な活動は車の両輪

カルト的な宗教団体が違法活動を続けるには、その担い手たる信者の獲得が必要不可欠である。活動が違法であればあるほど、伝道に要するマインドコントロールは強固となる。通常の伝道では、善良な人がすぐに平気で人を騙すことのできる人にはなり得ないからである。

逆にいえば、違法な活動をしないう宗教団体であれば、別段、伝道にマインドコントロールを利用する必要はない。ここに、カルトのマインドコントロールと普通のマインドコントロールの質的な差がある。

統一協会の場合、信者たちは、霊感商法のような違法行為をすることが、自分自身はもとより、その家族・先祖・子孫を救い、被害者も救うことになると思われ込ませられ、寝食を忘れて奔走する「ロボット」にさせられている。

霊感商法を担当するセッションに配属されず、たまたま伝道部門の担当になった信者らも、このような資金集めのロボットを勧誘し、育て上げることが、伝道対象者とその家族・先祖・子孫を救うと思われ込ませられている。

そして、自分の勧誘した信者が「一人前」となると、新たな霊感商法を行うことが、被害者を「救う」ことになると信じ込まされ、統一協会の活動に専念させられる。

こうして破壊的カルトの活動は、永久電池のように恒常化していく。最初にマインドコントロールを施した人間は観ているだけで、あとは信者らが勝手に人やお金を集めてくれる。そういったしくみが、カルトの実態である。

また個々の信者は、伝道・勧誘され、「献身」に至るプロセスにおいて、あたかも自らの自由意思で選択したつもりになっているが、実は信者の意思は、統一協会が事前に作成したマニュアルに沿って、統一協会が意図する方向へ巧妙に誘導されたものである。

しかもその過程では、霊界への恐怖がことさら強調され、統一協会の指示を拒否できないように仕向けられている。同時に、善悪の判断基準を逆転させられ、伝道される前に有していた通常の社会的規範意識(嘘をつかない、暴力を食らわない、両親を大切にするなど)は喪失させられ、嘘をつき、暴力を貪り、両親を大切にしない人格に変えられる。ビデオセンターから献身に至るまで、短い人でも数カ月、長い人では二年以上の時間をかけ、慎重に人格が変えられていく。

これに関連して、本人の了解なしに催眠術など精神的な作用を施すことが傷害罪ないし暴行罪に当たるという学説がある。⁽¹⁵⁾ また、長期間にわたり意図的に信者らに施した精神操作は、より違法性が高いはずである。

このように、違法な「マインドコントロール」の手法は、事実認識に対する評価を、他者が、本人の知らないうちに社会規範から逸脱する形へと変更を加えていくものであるが、オウム真理教事件や統一協会の事件において、いずれも多数の判例で、これらの思考方法ないし思考操作の手法の存在(つまり「マインドコントロール」の存在)は、すでに裁判所に顕著な事実というべきである。⁽¹⁶⁾

なお、このような違法なマインドコントロールに対し、社会規範から逸脱しない方法により行われるマインドコントロールも考えられるが、通常、このレベルのマインドコントロールに違法性はないから、前者の違法性を帯びるマインドコントロールを「破壊的マインドコントロール」として、後者と区別して記述することもある。

三 霊感商法被害救済の努力が生んだ金字塔——ホームオブハート判決

冒頭に記述したとおり、わが国においては、行政が霊感商法問題を放置してきた結果、諸外国と比較しても、後掲「統一協会の責任を認めた民事判決の概要」のとおり、膨大な宗教被害判例群を生み出してきた。これらの判例群の存在自体が極めて異常であり、日本の宗教被害事情の特質を現すものであるが、こうした判決群を生んだ弁護士の方と成果は、統一協会のみならず他の宗教団体や自己啓発セミナー団体のような宗教的な団体の違法性を考えるうえでも、重要な先例群となっている。

統一協会の民事判例の蓄積の成果を他の事件でも活用できた例の一つとして、筆者が弁護士を務めた自己啓発セミナー団体である株式会社ホームオブハート(以下、「ホームオブハート」という)による消費者被害事例の判例を取り上げる。同事件では、複数の被害者らが、被告ホームオブハートやその主宰者である被告倉淵透らを相手に損害賠償を求めていた。中でも平成一九年二月二六日付で出された東京地裁判決が重要である。⁽¹⁷⁾ 同判決は、判決文の中に「マインドコントロール」という言葉を明示して、次のような認定をしている。

「精神医学や心理学の知識を濫用してはならないことは当然のことであって、これらの知識を濫用して他人の心を傷つけることが、およそ血の通った人間のやるようなことではないことは、論をまたないところである。他人に考える余裕や反論する余裕を与えずに、特定の考え方、価値観に基づき集団で長時間一人の相手を罵倒し続けることは、精神的な拷問に等しく、相手の心に深い痛手を永遠に残すこととなるのであって、このような行為がおよそ血の通つ

た人間のやるようなことではないことも、また、論をまたないところである。「精神医学や心理学の知識を濫用したり、他人を意図的にマインドコントロールされた状態に陥れる行為が著しく反社会的な行為であることは言うまでもない。また、考える余裕や反論する余裕を与えずに、集団で長時間一人の相手を罵倒し続けることは、精神的な拷問に等しく、半永久的に被害者の心に深い痛手を残すことになり、これまた、極めて非人間的な行為であるというほかはない」。

この東京地裁判決は、被告ホームオブハートらから控訴されたものの、ホームオブハートの主宰者である被告倉渕透の証言を経て下された東京高裁判決は、基本的な枠組みにおいて、東京地裁判決を踏襲したうえで、東京地裁判決をさらに進め、「被告ホームオブハートが行う上記認定の違法行為の内容を十分に理解し、これが意図した成果を産むように部下のスタッフを指揮・命令していたことは容易に推認することができる場所であって、共謀者として被告倉渕と同様の責任を負うものというべきである」と判断し、被告ホームオブハートの代表取締役らの責任を明確に認めている。

また、上記責任判断の前提として、東京高裁判決は次のような判決を下し、本件被害を生じさせた被告らの活動の違法性を明確に認めている。この種の事案における違法性判断の要素として参考になるので、少し長文となるが引用する。

「(1)前記認定事実によれば、次のような事実を推認することができる。

被告倉渕らは、セミナー生の積極財産の全部を被告ホームオブハートに提供させることはもちろんのこと、当該セミナー生の借入能力(貸金業者等がある程度機械的に設定する与信限度額に基づくものであって当該セミナー生の弁済能力は考慮されていない。)をフル活用し、複数の貸金業者やクレジット業者から借入限度額満額の借入(利用限度額満額の商品購入を含む。)をさせてその全額を被告ホームオブハートに提供させること(全財産と全借入能力を被告ホームオブハートに提供させること)を共謀の上、企てていたものとみるのが相当である。

このような企ての実現のために、前記被告らは、被告ホームオブハートが癒しの商品やサービスを提供する会社であるかのように装って、悩みをかかえている女性に被告倉渕以外の女性スタッフを接近させ、具体的な悩みの内容とその原因、経歴、家族関係その他の個人情報聞き出し、被告倉渕のコンサートなどに参加させた機会に、精神医学や心理学の知識を基礎とする自己啓発セミナーのノウハウを流用して、前記個人情報をもとに被告倉渕がその者の悩みとその原因、解消法を本人がいかにそのとおりだと納得してしまうように言い当て、その不安を煽り、困惑させて、このような罠にひっかかる女性の出現を待つことを共謀していたものとみるのが相当である。

そして、このようにして罠にひっかかりセミナーに参加するようになった女性に対しては、さらに、精神医学や心理学の知識を基礎とする自己啓発セミナーのノウハウを流用して執拗かつ暴力的に不安感・恐怖感をおおる行為を繰り返し、被告倉渕の言うことを聞かなかつたり、セミナーへの参加を止めたりすると、地獄のようなつらい人生を送ることになると信じ込ませ、猜疑心を持たないようにすべきこと、思考を止めるべきこと並びに所持金が底をつくこと及び借金が返せなくなることに対する恐怖感をなくすべきであることという考え方を刷り込み、被告倉渕らの指示するとおり所持金や借入金を被告ホームオブハートに支払うような人間に仕立てていったとみるのが相当である。

また、このように長怖誤信させられた心理状態を維持するために、思考を停止する訓練を継続させ、フィードバックやセラピーにより被告倉渕の言うことが正しいと思ひこませ続けたものと推認するのが相当である。

(2) (1)に記載したような目的及び手法をもって上記の心理状態に他人を意図的に陥れる行為は、社会通念に照らし、許容される余地のない違法行為であることは、明らかである。

(3) そうすると、被告倉測らの指示に基づき実施された、平成十四年七月の被告ホームオブハートのスタッフによる原告に対するM.A.S.A.Y.A.コンサートへの勧誘に始まる原告へのセミナー等への参加の勧誘、商品及び施設会員権購入の勧誘並びにオーガニックビレッジへの出店の勧誘行為は、被控訴人を上記の心理状態に陥れ、その状態を維持する意図に基づく一連の行為であって、平成十四年七月の最初から全部違法な行為と評価されるべきものである。したがって、平成十四年七月のコンサート費用の支払……に始まる原告の被告ホームオブハートに対する前記認定の金銭支払行為は、すべて被告倉測らの違法行為がなければ発生しなかった支出であって、原告に現実に生じた支出の限度において、その全額が被告倉測らの前記違法行為と相当因果関係のある損害に該当するものというべきである。

(4) 被告らは、被告倉測は被告ホームオブハートの実権を把握しているものではなく、プロデューサーとセミナーのトレーナーにすぎないと主張する。

しかしながら、前記認定事実によれば、被告倉測は、単なるセミナー実施上のトレーナーであるにとどまらず、セミナー以外の分野においてもスタッフに対して重要な指示を出す地位にあり、誰を豊原の会員にするか、誰に被告ホームオブハートの商品販売事業を許可するかなど、被告ホームオブハートの経済的な諸活動についても実質的な最終決定権を有していたことが明らかである。また、前記認定事実によれば、取締役である被告加田や被告桃井を含む被告ホームオブハートのスタッフも、被告倉測の指示を絶対的なものとして扱っていたことが明らかである。被告らの前記主張は、採用することができない。

四 おわりに

すでに指摘したとおり、統一協会は、その精神的支配下に入った信者を利用して靈感商法をはじめとする数々の違法な資金獲得活動を組織的に行ってきた。

このような活動が、「宗教法人が行う公益事業以外の事業について第六条第二項の規定に違反する事実」（宗教法人法七九条・七八条の二第一項一号）、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」（同法八一条一項一号・七八条の二第一項二号）に当たるとは明らかであり、現に、前述のとおり統一協会の宗教活動の根幹部分について、最高裁判所においてすら、違法性が認められている現状にある。しかしながら、宗教法人を所管する文部科学省（文化庁文化庁宗教課）は、オウム真理教の暴走をきっかけに、平成七年二月に宗教法人法を改正する（平成八年九月一五日施行）などの事務を行ってきたが、このような統一協会の暴走を、宗教法人法改正以降も目のあたりにしながら、宗教法人法七八条の二・七九条・八一条等に定めるこれを是正防止する措置を全く行わず、放置してきた。また二〇〇九年九月に「消費者の権利の尊重」を基調とする消費者庁が発足したが、その後も、靈感商法については、消費者庁も含め、行政の対応は非常に鈍い状況にある。

このような行政の怠慢をみたとき、もはや行政の不作為の違法性を論じなければならぬ領域に入っている。統一協会と靈感商法にかかわった信者だけでなく、国を共同被告として国家賠償を求めた訴訟もすでに提起されている。わが国から靈感商法を根絶するため、この問題に不断の努力で真摯に取り組み判例の蓄積を生み出してきた全国の

多くの弁護士に敬意を表すとともに、上記国家賠償訴訟も含めた靈感商法に関する訴訟全般の動きに注目したい。

〔統一協会の責任を認めた民事判決の概要〕

- ① 福岡地判平成六年五月二七日(判時一五二六号一二二頁、判タ八八〇号二四七頁)、福岡高判平成八年二月一九日(判例集未登載)、最判平成九年九月一八日(判例集未登載)——献金勧誘行為の違法性 二人の未亡人に対する献金勧誘行為が不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。計三七六〇万円を認容。
- ② 東京地判平成元年一〇月二四日(判時一六三八号一〇七頁)、東京高判平成一〇年九月二二日(判時一七〇四号七七頁)、最判平成一一年三月一日(判例集未登載)——献金勧誘行為の違法性 婦人に対する献金等勧誘行為が不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。二五四〇万円を認容。
- ③ 奈良地判平成九年四月一六日(判時一六四八号一〇八頁)、大阪高判平成一二年六月二九日(判タ一〇二九号二五〇頁)、最決平成一二年一月二二日(判例集未登載)——献金勧誘行為の違法性 二人の婦人に対する献金等勧誘行為が不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。計八二〇万円を認容。(奈良地判は、統一協会の組織化された献金勧誘システム自体が違法であるとしている。)
- ④ 高松地判平成八年一二月三日(判例集未登載)——献金勧誘行為の違法性 ①～③と同様の事例で、高齢の未亡人に対する統一協会の使用者責任を認めた。七一五万円を認容。高松高裁で被害が回復される形での和解成立。
- ⑤ 仙台地判平成一一年三月二三日(判例集未登載)、仙台高判平成一三年一月一六日(判例集未登載)、最決平成一三年六月八日(判例集未登載)——献金勧誘および物品販売行為の違法性 三人の婦人に対する献金や人參濃縮液の販売行為が信者による不法行為であり、統一協会に使用者責任があるとした。計八二万八〇〇〇円を認容。
- ⑥ 福岡地判平成一一年一二月一六日(判時一七一七号二二八頁)、福岡高判平成一三年三月二九日(判例集未登載)、最決平成一三年一〇月一六日(判例集未登載)——いわゆる靈感商法の手法による物品販売行為などの違法性 二人の婦人に

印鑑・大理石壺・多宝塔・釈迦塔・人參濃縮液を売りつけた行為が信者による不法行為であり、統一協会および株式会社ハッピーワールドに使用者責任があるとした。提訴前の交渉で被害未回復であった計五九〇万円を認容。

⑦ 東京地判平成一二年四月二四日(判例集未登載)、東京高判平成一二年一〇月三〇日(判例集未登載)、最決平成一四年一〇月二五日(判例集未登載)——いわゆる靈感商法の手法による販売行為の違法性 在京の未亡人に、多宝塔・人參液・釈迦塔(合計九〇〇〇万円余)を売りつけた行為が信者による不法行為であるとして、統一協会に使用者責任があるとした。被害額に約七〇%の遅延損害金が付加して認められている。

⑧ 広島高岡山支判平成一二年九月一四日(判時一七五五号九三頁)、最決平成一三年二月九日(判例集未登載)——伝道の手口と献金勧誘の手口の違法性 元信者がビデオセンターを通じた統一協会の詐欺的入信勧誘と献金の脱得について組織的不法行為が認められるとして、献金七〇万円と修練会参加費相当額の損害および一〇〇万円の慰謝料を命じた。元信者の請求を棄却した岡山地裁判決を、広島高裁岡山支部が破棄した逆転判決。

⑨ 甲府地判平成一三年六月二二日(判例集未登載)——借入れさせていた資金を交付させる手口の違法性 統一協会信者が婦人に金融機関からの借入金を貸すよう頼み込んで返さない行為が不法行為だとし、五〇〇〇万円の支払いを統一協会に命令。高裁で原判決に即した和解が成立。

⑩ 札幌地判平成一三年六月二九日(判タ一二二二号二〇二頁)、札幌高判平成一五年三月一四日(判例集未登載)、最決平成一五年一〇月一〇日(判例集未登載)——伝道の手口の違法性 統一協会元信者二〇名に対する教団組織の勧誘・教化行為は、組織的・欺瞞的・強迫的であって勧誘される側の信仰の自由を侵害するおそれのある違法なものとした。合計二〇〇〇万円余を認容した。詳細な事実認定に基づいて判断を下した決定版的な判決。最高裁決定で確定。

⑪ 大阪地判平成一三年一月三〇日(判タ一一一六号一八〇頁)——献金勧誘、物品販売行為の違法性 関西地方の主婦ら一〇名の献金や人參液、印鑑等の多種類の金銭被害の訴えについて、その多くについて信者の行為に違法性があるとして統一協会の責任を認め、合計一億五八〇〇万円余の支払いを命じた。平成一四年七月、大阪高裁で一億九八〇〇万円を

支払う内容の和解が成立。

- ⑫ 東京地判平成一四年八月二二日(判例集未登載)、東京高判平成一五年八月二八日(判例集未登載)、最決平成一六年一月二六日(判例集未登載)——伝道の手口、合同結婚式勧誘の違法性 元信者三名が原告。ビデオセンターを窓口にした入教勧誘およびその後の詐欺・強迫的教え込みの手口と、その後合同結婚式に参加させて相手と結婚させたことなどの違法性を認め、統一協会の使用者責任を認めて、慰謝料などとして合計九二〇万円の支払いを命じた。最高裁決定で確定。
- ⑬ 京都地判平成一四年一〇月二五日(判タ一二二六号一八六頁)——献金勧誘、物品販売行為の違法性 主婦ら一五名(その多くが元信者)の献金や物品代金名下の多項目の被害についての損害賠償請求のほとんどを認め、統一協会に合計五三七三万円余の支払いを命じた。大阪高裁で平成一六年三月五日、六〇〇〇万円の分割払いで和解成立。
- ⑭ ① 新潟地判平成一四年一〇月二八日(裁判所ウェブサイトに)、東京高判平成一六年五月一三日(判例集未登載)、最決平成一六年一月二二日(判例集未登載)——統一協会における伝道の手口の違法性 元信者原告五一名中第一グループ七名について、統一協会の伝道方法が違法で信教の自由を侵害され、献金者として過酷な生活を長期間強いられたという訴えを認め、統一協会に法人としての不法行為責任があるとして合計一五三八万八〇〇〇円の支払いを命じた。
- ⑯ 新潟地判平成一六年二月二七日(判例集未登載)、東京高判平成一八年一月三二日(判例集未登載)、最決平成一八年六月八日(判例集未登載) この裁判の元信者原告中第二グループの九名について、第一グループ同様の判断で統一協会の法的責任を認め、合計二二二二万八六三二円の支払いを命じた。
- ⑰ 新潟地判平成一七年四月二五日(判例集未登載)、東京高判平成一八年一〇月三二日(判例集未登載)、最決平成一九年三月二三日(判例集未登載) 同じ裁判の元信者原告の残り三五名の第三グループ全員について、その主張を認め、統一協会信者による一連の勧誘・教化行為の違法性を認め、統一協会に合計八七〇四万四一四七円の支払いを命じた。以上五一名の原告に対し、合計一億二四六万七千七百九十九円の支払いを命じた判決が最高裁で三度にわたって確認されたこととなる。

- ⑱ 大阪高判平成一五年五月二二日(判例集未登載)、最決平成一五年一〇月一〇日(判例集未登載)——統一協会における伝道の手口の違法性 元信者三名の、統一協会の伝道方法が違法で信仰の自由を侵害されたうえ、統一協会の教義に盲従させ、過酷な労働を強いたという訴えが認められるとして、合計七一五万円の支払いを命じた。元信者の請求を棄却した神戸地裁判決を、大阪高裁が破棄した逆転判決。最高裁決定で高裁の判断が確定。
- ⑲ 大阪地判平成一五年六月二六日(判例集未登載)——献金勧誘、物品販売行為の違法性 難病の長男を抱える主婦三五歳の悩みにつけこんでビデオセンター入会金五万円、献金六二〇万円、一二〇〇万円、壱一六〇万円、多宝塔五四〇万円の二部八十一万円等の被害を被ったことについて、合計六三七一万円の支払いを命じた。大阪高裁で、七九六三万七五〇〇円を支払う内容の和解成立。
- ⑳ 東京地判平成一八年一〇月三日(判タ一二五九号二七一頁)、東京高判平成一九年七月二二日(判例集未登載)、最決平成二〇年二月二二日(判例集未登載)——献金勧誘および物品販売行為の違法性 夫が病死した婦人に対して、一〇年間以上にわたって統一協会信者らが再三献金等をさせてきたことについてその違法性を認め、統一協会に使用者責任があるとして、二億七六二〇万円の支払いを命じた。
- ㉑ 東京地判平成一九年五月二九日(判タ一二六一号二一五頁)——献金勧誘、物品販売行為の違法性 七五歳の主婦が原告。統一協会の教義そのものが「先祖の悪行がその子孫の病気の原因であり、これを免れるための献金を要求するもの」であるとして、献金勧誘行為の違法性を認め、統一協会の使用責任を肯定した。献金、および統一協会の関連会社による商品代金、弁護士費用および慰謝料の合計金額として計四四三万八千二百七十三円を認容。また、統一協会の関連会社について、統一協会の下部教会であることを認定し、同会社の責任を肯定した。東京高裁で、四九〇一万三千七百三十六円を支払う内容の和解成立。
- ㉒ 東京地判平成二〇年一月一五日(判タ一二八二号二二二頁)、東京高判平成二〇年九月一〇日(判例集未登載)——献金勧誘および物品販売行為の違法性 かつて信者だった女性が、夫を亡くした後再度、統一協会にかかわり、二〇〇三

年から二〇〇五年の間、五輪塔、天運石、聖本および高麗人參濃縮茶等の代金や献金名下の被害を受けた。この原告女性は、統一協会の信者等によってなされた教義の説明や相談等によって発生し増幅した不安や畏怖が継続している状態にあるから、献金等の勧誘行為の違法性は一連の経緯を踏まえた判断をすべきであり、先祖の因縁とその因縁に苦しんでいる先祖の霊を助けることの必要性を説き、上記各物品を購入することや多額の献金をすることが必要であると信じ込ませ、被害女性の財産全部をむしり取るような形で多額の物品等を購入させたり献金を求めたりすることは、社会的に相当な範囲内の行為であるといふことはできないとして、金銭交付額が少額であったものを除いて、先祖解怨献金等の献金勧誘行為や五輪塔、天運石、聖本及び高麗人參濃縮茶の物品販売行為等の違法性を認定し、統一協会に二一九〇万円の支払義務を認めた。

㉔ 東京地判平成二十二年二月二十四日(判例集未登載)、東京高判平成二十二年八月四日(消費者法ニュース八六号二四九頁) — 献金勧誘および物品販売行為の違法性 一九八九年に正体を隠して統一協会に勧誘された東京都在住の女性(当時五二歳)が原告。判決は、統一協会信者らが、原告に対し、マンションを売却して売却代金を献金しなければ色憎因縁を解消することができないなどと不安をおおってマンションを売却させた行為や、先祖因縁の恐怖を強調するなどして所有の株式を売却させて五三〇〇万円以上の献金をさせた事実などを認定し、いずれの行為も、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為と認め、統一協会の使用者責任を肯定した。地裁判決の認容額は合計九五六七四二〇〇円であったが、高裁判決はさらに詳細に被害事実を認定し、合計一億五三二万〇三三五円の支払いを命じた。

㉕ 福岡地判平成二十二年三月十一日(消費者法ニュース八五号三〇六頁)、福岡高判平成二十三年一月二日判決(判例集未登載) — 物品販売および献金勧誘行為の違法性 一九八七年自宅を訪れた女性信者から因縁トークで印鑑を購入した当時五三歳の未亡人が、その後の物品販売で約五〇〇万円を支払い、その後二〇年間に及ぶ信者生活の中で約七〇〇〇万円の献金をさせられたとして二〇〇七年一月提訴。一連の金員拠出の動機が、夫の若死が先祖因縁によるものと言われて信じ、何としてもこの因縁が子孫に及ぶことを避けたいとの一念であったことを認定し、うち約一億円の拠出について、

教会長や婦人部長らがこの不安をおおったり、暗に害悪の告知をしたとしてその不法行為を認め、信徒会は統一協会と実質的に同一であること等により使用者責任も認め、統一協会に二〇〇万円の慰謝料、弁護士費用を含む合計一億一〇〇〇万円の支払いを命じた。

㉖ 福岡地判平成二十五年一月十七日(判時一四八三号一〇二頁、判タ八三二号二五八頁)、福岡高判平成二十七年一月三十一日(判例集未登載)、最判平成二十八年四月二十五日(判例集未登載) — 合同結婚式参加者の婚姻無効 統一協会の合同結婚式後に入籍した日本人信者男女の婚姻の無効を認めた。なお婚姻意思の不存在を主張した元信者女性の主張を認容。同種の判決や家庭裁判所の審判例は全国ですべてに五〇件を超え。

〔二〇〇七年秋以降の主な統一協会信者に対する刑事事件事例〕

- ① 特定商取引法違反(二〇〇七年一月〇月〜二月) 沖繩の「天守堂」の従業員二名が一月二十五日、店主と従業員二名が一月二二日、代表者が二月五日だ、いずれも特定商取引法違反の容疑で逮捕され、後に逮捕された三名が二月四日と二月二十五日に罰金刑に処せられた。印鑑販売目的を告げずにチラシを配布して来店した客に「家庭運が悪い、今年から来年にかけてすごく悪い年なんです。特別な印かんで運勢は上がっていく」などと長時間、執拗に追って威迫して困惑させたというもの。
- ② 特定商取引法違反(二〇〇八年二月二二日・二五二日) 長野県松本市両島の有限会社「徳健舎」の販売員五人、女(六三歳)、女(四五歳)、女(五六歳)、女(五二歳)らが、特定商取引法違反(二〇〇六年八月から二〇〇七年三月の間、客の不安をおおって悪い運気をよくするためなどとして高額の印鑑等を四人に売った)容疑で逮捕され、その後、罰金刑に処せられた。
- ③ 薬事法違反(二〇〇八年二月一七日) さいたま市の株式会社アイジェイヘルシーフーズに、人參濃縮液販売について薬事法違反の容疑で家宅捜索が行われた。
- ④ 住居侵入(二〇〇八年二月一八日) 統一協会が訪問販売による募金活動を行う「グミ」の団体であるS

HIENZEN(しんぜん会)の事務所に、借者の男がマンションに住居侵入した容疑で家宅捜索が行われ、容疑者(二三歳・男)は罰金刑に処せられた。

⑤ 薬事法違反(二〇〇八年九月二六日) 大阪府の有限会社ファミリーネットワークの社長の男(三七歳)と女(三六歳)、男(四八歳)の三名が、「絶対に痛が治る」などと効能をうたって高麗人参茶を販売したとして薬事法違反の容疑で逮捕された。同日、統一協会員塚教会なども強制捜査された。会社と社長が一〇〇万円の、他の二人が七〇万円の罰金刑となった。

⑥ 特定商取引法違反(二〇〇八年一月〜二〇〇九年三月)

⑧ 新潟市の株式会社「北玄(きたげん)」「旧ケンコー」社長の男(五〇歳)と従業員二人の女(四七歳と五一歳)が「不幸がる」などと執拗に述べて水晶の購入契約を結びさせたとして特定商取引法違反(威迫・困惑、不備書面の交付)の容疑で、二〇〇八年一月二七日に逮捕された。これら三名は、同年二月一七日、二人が五〇万円、一人が四〇万円の罰金刑に処せられた。新潟簡裁(判例集未登載)で認められた内容は、同年六月二〇日女性客(七七歳)に約三時間半にわたって装飾品の購入を執拗に迫った件と、同年一〇月一五日、女性客(六七歳)を家庭運がないなどと脅して数珠の購入を迫ったというもの。

⑥ 翌二〇〇九年二月四日にも「北玄」の販売担当者の女(五六歳)と別の女(五四歳)が同種容疑で逮捕され、三月一七日、いずれも四〇万円の罰金刑に処せられた。兩名は、「あなたの運勢は強いが、家相は前の所有者の影響で気の流れが悪くなっている。今のままでは病気になるってしまう。夫も健康を害して会社を続けられなくなり、大変なことになる」等と脅かして水晶玉の購入を迫ったというもの。

⑦ 特定商取引法違反(二〇〇八年二月〜二〇〇九年五月) 福岡市の有限会社サンシヤスト福岡(旧幸運堂)が二〇〇八年二月一八日、「先祖の霊があなたの人生を悪くしている」「購入しなければ地獄に落ちる」などと不安をおおって、水晶の玉や彫刻など六〇〇万円以上の商品を買わせたとして特定商取引法違反(威迫・困惑)容疑で家宅捜索を受けた。

二〇〇九年五月七日、女(六一歳)が逮捕された。同日、統一協会福岡中央教会などにも強制捜査がされた。女とサンシヤスト福岡は、同年五月二八日、特定商取引法違反で罰金五〇万円の刑に処せられた。

⑧ 特定商取引法違反(二〇〇九年二月〜一月)

② 二〇〇九年二月一〇日、東京都渋谷区に本店登記のある霊感商法の会社有限会社新世(しんせい)の事務所や同社代表取締役の自宅などに強制捜査がなされた。さらに六月二日、統一協会渋谷教会等が、六月一日に同じく豪徳寺教会等に強制捜査がなされ、同日、新生の社長(五一歳)、営業部長(四〇歳)のほか、実行犯の女性五人が逮捕された。七月一日、実行犯五人が各一〇〇万円の罰金刑を課され、社長・営業部長兩名と新世を正式起訴した。いずれも、ことさら不安をおおって印鑑等を送りつけた特定商取引法違反。

⑥ 刑事裁判は二〇〇九年九月一〇日、一〇月五日、一三日、二二日、二七日に公判があり、一一月一〇日に判決が下された。新世は罰金八〇〇万円、社長は懲役二年・罰金三〇〇万円、営業部長は懲役一年六カ月・罰金二〇〇万円、社長・営業部長は共に執行猶予四年。判決は、物品販売は統一協会の組織活動の一環であると認定した。

⑨ 公職選挙法違反(二〇〇九年九月〜二月) 衆議院選大阪二区で当選した民主党の萩原仁氏の支援者で不動産会社経営の統一協会古手信者の男(五六歳)(元衆議院議員候補秘書)が、公職選挙法違反(買収、事前運動)容疑で九月五日逮捕され、九月二五日に再逮捕された。逮捕容疑は公示前の六〜八月にかけて、大阪市内で女性運動員らに対し、萩原氏への投票を電話で呼びかける活動の報酬として現金を渡した疑い。九月五日の逮捕容疑は同月二五日に起訴され、一一月一日懲役一年六カ月執行猶予五年の判決が下された。萩原氏の選挙運動については、別の統一協会信者も九月一六日公職選挙法違反容疑で逮捕され、一〇月六日略式起訴され罰金に処せられた。

⑩ 特定商取引法違反(二〇〇九年九月〜一〇月) 大阪府の株式会社共栄の従業員の男(六八歳)と女(三九歳)、女(四九歳)、女(四九歳)の四名が、「息子の命がとられるかもしれない」などと迫り印鑑などを販売したとして、特定商取引法違反(威迫・困惑)の容疑で九月二八日に逮捕されるとともに、共栄本社のほか統一協会吹田教会などが強制捜査され

た。一〇月一六日に、二人が一〇〇万円、他の二人が七〇万円の略式裁判により罰金刑となった。

- ⑪ 特定商取引法違反(二〇〇九年一〇月〜十一月) 和歌山県の販売会社「エム・ワン」従業員の女(五二歳)と女(七歳) および店長の女(四五歳)の三人が、「運命を変えるためには印鑑を作ること」などと迫り印鑑を購入させたとして、特定商取引法違反(威迫・困惑)の容疑で一〇月二〇日、逮捕された。また同日「エム・ワン」と統一協会和歌山教会など、和歌山市内六カ所の家宅捜索を受けた。十一月九日「エム・ワン」と店長は一〇〇万円、鑑定士役(説得)の女は七〇万円、販売員の女は五〇万円の各罰金となった。

- ⑫ 特定商取引法違反(二〇一〇年一月・二月)
 - ① 大分県警は、二〇〇九年二月一八日、統一協会大分教会などを強制捜査するとともに、一月一九日、大分天一堂の販売員の男(五一歳)と女(五三歳)の信者夫婦二人を逮捕。「先祖の災いで家が絶える。印鑑を作れば守られる」などと四四歳の女性や五〇歳の夫婦を威迫・困惑させて印鑑セットの契約をさせた疑い。両名は二月一日付で各五〇万円の罰金刑に処せられた。

- ⑬ 大分県警は、一月一九日、別件で由布市の四〇歳代の女と倉敷市内の女が、大分市内の五四歳の女性に「奥さん名前の画数がよくない。大凶ですね」などと不安をおぼせ、印鑑を買いよう迫った疑いで、販売会社であるサンハート健美や統一協会大分教会など六カ所を家宅捜索した。そのうえで、三月四日、「聖和」の元販売員の女(五七歳)と女(四八歳)の信者二名が逮捕拘留され、罰金刑に処せられた。

- ⑭ 特定商取引法違反(二〇一〇年七月一日) 東京都町田市の販売会社「ポラリス」の従業員の女(三一歳)を、特定商取引法違反で逮捕した。夫の痛再発で不安にかられた女性に対して、「先祖の協力で病気がよくなる。鑑定をしてあげる」と告げて、販売目的を隠したまま店舗に誘い四〇万円の金銭購入の勧誘をしたとして、七月二三日に略式罰金となった。

(一) 「カルト」という言葉は、最初に定義ありきの演繹的な概念でなく帰納的な概念言語である。この点に誤解が多いので最初に確

認する。過去に破壊的カルトが引き起こしてきた事件を類型的に分類してみると、おおむね次の四つに分類できる。①対社会妨害型 ②資金獲得型 ③家族破壊型 ④構成員収奪型の四つがそれである。典型例をあげると、①の最たるものが世界を震撼させたサリン事件、②は霊感商法、③は親子の断絶や離婚、④は信者の安全や健康を無視した無償労働などである。我々は、こうした事件を継続的に引き起こす集団を「破壊的カルト」と呼んでいる。要するに弁護士は、破壊的カルトがこうした社会問題を引き起こしてきたからといって、法的なレベルでも問題にしてきた。ただ「普通の人と違う考え方をしている」「奇妙だから」といった理由で問題としているわけではな

- (2) このような宗教団体は世界的に見ても例がない。
- (3) 本稿においては、原則として西暦を用いるが、判決や文献において元号が使用されているものについては、そのまま元号を使用し、あえて西暦に変換してはならない。
- (4) 国民生活センター「印鑑、大理石の壺および多量器に関する調査結果(全機関分)」(昭和五七年一月。調査期間は昭和五一年一月から昭和五七年一月)。
- (5) 二〇〇九年九月に「消費者の権利の尊重」を基調とする消費者庁が発足したが(消費者庁及び消費者委員会設置法三条)、その後も行政の対応は非常に鈍い。
- (6) <http://www.lk.mesh.ne.jp/teikan/>。
- (7) 後掲「二〇〇七年秋以降の主な統一協会信者に対する刑事事件事例」参照。
- (8) 後掲「統一協会の責任を認めない民事判決の概要」参照。
- (9) さしあたり、第二東京弁護士会消費者問題対策委員会編「消費者問題法律相談ガイドブック(四訂版)」(第二東京弁護士会、二〇〇一年)所収「宗教と消費者問題」(同書四七四頁以下)、紀藤正樹「山口貴士「カルト宗教 性的虐待と児童虐待はなぜ起きるのか」一〇頁〜八二頁(アスコム、二〇〇七年)、紀藤正樹「山口広「滝本太郎」Q&A 宗教トラブル」一〇番〜一しのびよるカルト(全訂増補版)」(民事法研究会、二〇〇四年)。
- (10) 後掲「統一協会の責任を認めた民事判決の概要」参照。
- (11) スター・ウィーン・ハッサン(浅見定雄訳)「マインド・コントロールの恐怖」(恒友出版、一九九三年)。ちなみに、原書のタイトルは「Combating Cult Mind Control(カルトのマインドコントロールと戦う)」出版年は一九八八年である。

- (12) 東京地判昭和四四年八月一〇日(当時報九四三号二二三頁)。
- (13) たとえば大塚仁「刑法概観各論」第三版(三五頁)(有斐閣一九九六年)、前田雅英ほか「条解刑法」第二版(一五六頁)弘文堂、二〇〇七年)、西田典之「刑法各論」(巻二版)「四一頁」弘文堂、二〇〇二年)。
- (14) 統一協会の伝達方法の違法性を初めて認めたと島高裁判所山支判平成二二年九月一四日(判時一七五五号九三頁、後掲)統一協会の責任を認めた民事判決の概要(註)判決参照(註)は「控訴人がマインツコンテロールを伴う違法行為を主張していることから、右概念の定義、内容をめぐって争われてはいるけれども、少なくとも、本件事案において、不法行為が成立しているかどうかの認定判断をするにつき、右概念は道具概念としての意義をもつものとは解されず(前示)のようだ、当事者が主観的、個別的には自由な意思で判断してはいるように見ても、客観的、全体的に吟味すると、外部からの威嚇的操作により意思決定をされているとの評価される心証状態をもつて「マインツコンテロール」された状態を争うのべめれば、右概念は説明概念としてある(註)と判断している(同判決は、最決平成二三年三月九日・判例集未登録で確定している)。なお、マインツコンテロールされたために憎悪が行った行為の違法性・犯罪性の問題については、多くの場合、当該憎悪と事案認識レベルの齟齬はあり得ないから、違法性の錯誤の問題である。

- (15) ホームオブハート事件の内容は、紀藤正樹「ホームオブハート被害」消費者法ニュース六一号七三頁(二〇〇四年)参照。
- (16) 判時一九六五号八一頁。なお、この東京地裁判決は控訴され、控訴審判決(東京高判平成二一年五月二八日・判例集未登録)でほぼそのまま維持されている。その後、平成二三年三月九日、実質的に被害者側の勝訴と評価できる和解で一部の事件は終了したものの、最終的に最高裁第二小法廷による上告棄却決定が平成二三年三月一八日に出されて確定した。また同種の判例として、別件の東京地判平成二一年二月二五日(判例集未登録)もある。この事件も控訴されたが、平成二三年三月九日、控訴審段階で被害者側の勝訴と評価できる和解で終了した。なお、ホームオブハート事件が和解に至る経過については、このうえそ「ホームオブハート・ひとまず、御報告と御礼」消費者法ニュース八五号三〇四頁(二〇一〇年)参照。
- (17) 紙幅の関係で条文の引用は控えるが、宗教法人法七八条の二は、報告と質問に関する所轄庁の権限を定めた規定、七九条は、公益事業以外の事業の停止命令、八一条は、宗教法人の解散命令を定めた規定である。
- (18) 二〇〇九年四月二三日付で島取地裁米子支部を提訴。本稿脱稿時(二〇一一年五月一七日現在)、弁論期日が続いている。

民事執行手続の実効性確保に向けたいくつかの試み

弁護士 荒井哲朗

一 はじめに

民事訴訟制度は、債務名義が実現されるということを前提に運用されており、民事執行手続の実効性が損なわれるときには、民事訴訟制度全体が機能不全に陥る。民事執行手続を時代に即して運用しないときには、法律上の根拠のない執行不能財産が作り出されることになるから、民事執行実務に携わる実務家には社会事象の変化に対応して不断かつ迅速に執行実務を改善させていく努力をすることが求められる。

これらの観点から、本稿では債権執行における差押債権の特定に関連して近時立て続けに現われた興味深い裁判例を紹介し、これらをめぐる議論の端緒を供したい。

消費者取引と法 ——津谷裕貴弁護士追悼論文集——

平成23年11月4日 第1刷発行

定価 本体9,000円 (税別)

編 者 津谷裕貴弁護士追悼論文集刊行委員会

発 行 株式会社 民事法研究会

印 刷 株式会社 太平印刷社

発 行 所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/>

落丁・乱丁はおとりかえします。 ISBN978-4-89628-718-9 C3032 ¥9000E